

## (仮称) 函館市子ども条例制定検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 (仮称) 函館市子ども条例 (以下「条例」という。) の制定に向けて、広く市民の意見を聴取し、必要な提言を得るため、(仮称) 函館市子ども条例制定検討委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を市長に提言する。

- (1) 条例の基本的考え方に関すること。
- (2) 条例に盛り込む内容等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体関係者、公募による市民その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項についての協議結果を市長に提言する日までとする。

### (委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども未来部子ども企画課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項

は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。